

## 特定不正行為に関する告発取扱規程

平成 27 年 3 月 11 日制定  
兵 大 程 第 2 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における適正な研究活動に関する規程（以下、「研究活動規程」という。）」第 11 条に基づき、特定不正行為の告発等の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程の文言の定義は、研究活動規程に規定する文言と同一のものとする。  
(告発の受付体制等)

第 3 条 本学は、特定不正行為に関する告発（外部の者による告発を含む）を法人事務局企画調整室で受け付け、又は告発の意思を表示しない相談を受け付ける相談を研究支援課で受け付けるものとする。

2 最高管理責任者は、告発の受付や調査・事実確認を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないように取り計らわなければならない。

3 告発窓口は、告発を受けたときは速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及び当該告発に関係する学部の研究者倫理教育責任者に、その内容を通知するものとする。

(告発の方法等)

第 4 条 告発は、文書、電話、ファックス、電子メール、面談により行うものとする。

2 悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、もっぱら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思）に基づく告発を防止するため、告発者は原則として所属及び氏名を明らかにしなければならない。

3 告発は、特定不正行為を行った研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されなければならない。

4 前項に係らず匿名による告発があった場合、最高管理責任者は告発の内容に応じ、告発者の所属及び氏名が明らかにされた場合の告発に準じた取扱いをすることができる。

5 文書による告発など、告発窓口が受け付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発がなされた場合は、最高管理責任者は告発を受け付けたことを告発者に対して通知する。

6 告発の意思を明示しない相談については、相談内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、最高管理責任者が相当の理由があると判断した場合は、相談者に対して告発の意思を確認する。

7 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を行うことを求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると最高管理責任者が認めた場合は、被告発者に警告を行う。

(告発者・被告発者の取扱い)

第 5 条 最高管理責任者は、告発・相談内容及び告発者・相談者の秘密を厳守するとともに、告発を受け付ける場合は、個室での面談実施や電話・電子メールなどについては担当者以外の見聞は認めないなど、秘密を守るために適切な対応を講じなければならない。

2 最高管理責任者は、告発・相談窓口寄せられた内容について、調査結果の公表までは告発者・被告発者の意に反して外部に情報が漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。ただし、調査事案が漏えいした場合、又は告発者、被告発者いずれかの責により情報が漏えいした場合は、関係者の承諾を得て調

査事案について公に公表することができる。

- 3 告発者は、別に定める「特定不正行為に関する調査取扱規程」に規定する予備調査委員会及び本調査委員会の求めに応じて、調査に協力しなければならない。
- 4 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者は、氏名等の公表及び懲戒処分の対象となり、刑事告発の対象となり得る。
- 5 告発者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、懲戒処分を含む一切の不利益な取り扱いを受けない。
- 6 被告発者は、相当な理由なしに、単に告発を受けたことのみをもって、研究活動を部分的又は全面的に禁止されたり、懲戒処分を含む一切の不利益な取り扱いを受けない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

- 第6条 告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合であっても、最高管理責任者の判断でその事案を告発に準じて取り扱うことができる。
- 2 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、第4条に規定するとおり告発があった場合に準じた取扱いを行う。
  - 3 特定不正行為を行ったとされる研究者、研究者グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、特定不正行為の疑いに関する情報がインターネット上に掲載されており最高管理責任者が当該情報を確認した場合は、告発があった場合に準じた取扱いを行う。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、研究支援課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部における適正な研究活動推進委員会に諮り、大学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。